

○渡島廃棄物処理広域連合事務局設置条例

(平成12年10月24日条例第7号)

(趣旨)

第1条 渡島廃棄物処理広域連合長の権限に属する事務を処理させるため、渡島廃棄物処理広域連合に事務局を置く。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。